

(様式1)

深教施発第252号

令和8年6月24日

文部科学大臣 殿

深谷市長 小島 進

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

深谷市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度～令和9年度（3年間）

（担当）

担当部署名：深谷市教育委員会教育施設課

担当者名：斎藤

住所：埼玉県深谷市仲町11-1

電話：048-573-9280

E-mail：sisetu@city.fukaya.saitama.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

藤沢中学校(校舎・屋内運動場)、幡羅小学校(校舎)について、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレ改修を実施し、トイレ環境の質的向上を図るとともに、便器の洋式化等により災害時に避難場所となるトイレの防災機能強化を図る。 又、同様にトイレ改修を計画している深谷小学校(校舎)、明戸中学校(校舎・屋内運動場)、南中学校(校舎・屋内運動場)については、中東情勢に伴う建設資材の調達遅延の影響により、工事を見送る。 市内小学校19校の屋内運動場へ空調設備を設置し断熱性確保のための工事を実施することで、厳しい気象時においても良好な教育環境を確保するとともに、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

深谷幼稚園、深谷西幼稚園、藤沢幼稚園及び花園幼稚園を再編し新たな幼稚園を建設することで、すべての園児が質の高い教育を受けるための教育環境の充実を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		10 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		5 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	30 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	29 箇所
	学校武道場	10 箇所
	社会体育施設	19 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年3月19日
国土強靱化地域計画※2	有	令和3年6月18日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本市教育委員会において目標が達成されているかを検証し、結果を市ホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]